

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

取引相場のない株式の評価の改正

Q : 取引相場のない株式の評価方法が改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

株式には、証券取引所で売買されている株式と、上場していない会社の株式があります。上場していない株式は市場価格がないため、相続税や贈与税の計算では「取引相場のない株式」として特別な方法で評価します。

その代表的な方法が「純資産価額方式」です。これは会社の総資産から負債などを差し引き、会社の実質的な価値をもとに株式の評価額を計算する方法です。この計算では、将来会社を解散して資産を処分した場合にかかる法人税などに相当する金額を差し引く仕組みになっています。

令和7年度税制改正では、防衛費の財源確保のため防衛特別法人税が創設されることになり、これに伴い、株式評価の計算で使用する「法人税等に相当する割合」も見直されます。これまで37%として計算していたものを、改正後は38%として計算することになります。この変更は、令和8年4月1日以後に相続・遺贈または贈与により取得した株式の評価から適用されます。

割合の変更は一見小さく見えますが、会社の資産規模が大きい場合には株式の評価額に影響する可能性があります。非上場会社の株式を相続や贈与する場合には、この評価方法の改正にも注意が必要です。

